



公財）取手市健康福祉医療事業団 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようになるため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
- 2 内容

目標1：計画期間内に妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行います。

<対策> 平成30年4月～ 労働者に対する制度の周知
平成30年4月～ 情報提供及び産業医による相談体制の実施

目標2：計画期間内に育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策> 平成30年4月～ 労働者に対する制度の周知

目標3：計画期間内に育児休業における原職又は原職相当への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

<対策> 平成30年4月～ 労働者に対する制度の周知及び育児休業者との原職又は原職相当への復帰のための話し合いの実施

目標4：平成33年3月までに、所定外労働を削減し、各月15時間未満とするため、ノーカークスデーを設定、実施する。

<対策> 平成30年4月～ ノーカークスデーの実施

目標5：計画期間内に、子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施。

<対策> 平成30年4月～ 年1回以上「子ども参観日」を設けて実施する。